

人事行政の運営等の状況について

人事行政の公平性・透明性の確保を目的に制定した「坂城町人事行政の運営等の状況に関する条例」に基づき、職員数や給与、勤務条件などの状況を公表します。

(3) 職員の平均給料・平均給与月額及び平均年齢

(H23年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給料月額	平均年齢
国	327,205円	397,723円	42.3歳	—	—	—
県	350,875円	381,658円	45.3歳	—	—	—
町	331,722円	393,945円	44.8歳	—	—	—

※一般行政職とは、税務職員・保健師・企業職員(下水道)・技能労務職などを除いた職員をいいます。

(4) 職員の初任給の状況 (H23年4月1日現在)

(円)

区分	国		県		坂城町	
	決定初任給	採用2年経過日の給料額	決定初任給	採用2年経過日の給料額	決定初任給	採用2年経過日の給料額
一般行政職	大学卒	172,200	180,600	国に同じ		
	高校卒	140,100	145,900			

※初任給は、試験採用に係るものです。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料額の状況

(H23年4月1日現在) (円)

区 分		経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満
一般行政職	大学卒	225,100	263,300	315,500
	高校卒	—	—	286,400

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいふものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (H23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事補 技師補	主事 技師	係長 主査 主任	課長 主幹 技幹	副参事	参事	
職員数(人)	3	12	35	39	0	3	92
構成比(%)	3.3	13.0	38.0	42.4	0	3.3	100.0

※「坂城町一般行政職の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(7) 昇給期間短縮の状況 (平成22年度)

区分	合計	代表的な職種	
職員数141人(A)		一般行政職 96人	技能労務職 0人
普通昇給期間(12月)を短縮して昇給した職員数(B)	0人	0人	—
比率(B/A)	0%	0%	—

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用・退職の状況 (H22.4.2~H23.4.1)

単位：人

職 種	H22.4.1現在	退職者数	採用者数	H23.4.1現在
一般事務職	107	7	2	102
技術職	6	0	0	6
保健師	4	1	1	4
保育士	18	1	2	19
技能労務職	0	0	0	0
合 計	135	9	5	131

(2) 部門別職員数の状況と増減 (分類は定員管理調査による)

部 門	職 員 数		増減数	増 減 理 由
	22年度	23年度		
議会事務局	2	2	—	
総 務	31	28	△3	欠員不補充及び交流研修に伴うもの
税 務	9	9	—	
民 生	33	33	—	
衛 生	10	10	—	
労 働	1	1	—	
農 林 水 産	10	10	—	
商 工	6	5	△1	欠員不補充
土 木	10	9	△1	欠員不補充
教 育	15	15	—	
下 水 道	3	4	1	業務の増加
国民健康保険	3	3	—	
介護保険	2	2	—	
合 計	135	131	△4	

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (H 22年度普通会計決算額)

住民基本台帳人口 (23.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
15,976人	6,117,062 千円	82,955 千円	1,084,918 千円	17.73

※人件費とは、特別職の給料や報酬、職員の給料・手当・共済費等です
※特別職とは、町長・副町長・町議会議員・農業委員会委員・教育委員会委員・監査委員・選挙管理委員会委員・消防団員及び各種審議会委員などをいいます。

(2) 職員給与費の状況 (H 23年度普通会計当初予算)

職員数 (A)	給与費(千円)				1人当たりの給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
119人	459,059	88,477	166,430	713,966	6,000千円

※職員手当とは、扶養手当・管理職手当・時間外勤務手当・宿日直手当・通勤手当などで、退職手当は含まれていません。

3.職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成22年度）

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 有給休暇の状況（平成22年度）

制 度 の 概 要	平均取得日数
1年につき20日付与 ※付与された翌年に限り繰越可能(最大40日)	6.5日

(3) 育児休暇の状況（平成22年度）

取得者数	取 得 期 間			
3人	3ヶ月以内	3～6ヶ月	6～12ヶ月	1～3年
	—	—	—	3人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成22年度）

分 限 処 分 者					懲 戒 処 分 者				
免職	停職	減給	戒告	計	免職	停職	減給	戒告	計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分、公務能率の維持を目的として行われます。
※懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われます。

5.職員の服務の状況

(1) 営利企業従事制限にかかる許可の状況（平成22年度）

申請件数	許可件数	内 容
82件	82件	消防団員・統計調査員など

6.職員の研修の状況（平成22年度）

研 修 区 分	講座数	受講者数	内 容
市町村職員研修センター主催研修	5	15	一般行政研修など
職員海外研修	2	3	
専門研修	4	10	法令執務研修など
全職員対象研修	1	77	長野大学講座
計	12	105	

7.職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の定期健康診断の状況（平成22年度）

健 康 診 断 の 種 類	受診者数
定期健康診断(健康スクリーニング)	28人
人間ドッグ	103人

(2) 職員互助会の設置

地方公務員法に基づく職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施するため、坂城町職員互助会を設置し各種事業を行っています。

(3) 公務災害補償の認定状況（平成22年度）

区 分	認 定 件 数
公務災害	—
通勤災害	—

8.勤務条件に関する措置の要求の状況（平成22年度）

要求件数 なし

9.不利益処分に関する不服申し立ての状況（平成22年度）

申し立て件数 なし

(8) 職員手当の状況（平成22年度）

区分	国			坂 城 町		
期末 及び 勤勉 手当	期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
	6月期	1.25月分	0.70月分	6月期	1.20月分	0.65月分
	12月期	1.35月分	0.65月分	12月期	1.45月分	0.65月分
	計	2.60月分	1.35月分	計	2.65月分	1.3月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置			有		国に同じ
退職 手当	支給率	自己都合	勸奨・定年	国に同じ		
	勤続20年	23.50月分	30.55月分			
	勤続25年	33.50月分	41.34月分			
	勤続35年	47.50月分	59.28月分			
	最高限度額	59.28月分	59.28月分			
	退職時特別昇給			無	勸奨の場合(勤続15年 以上59歳未満)8号俸	

特殊勤務手当 (22年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給 職員の割合	21.6%
	支給対象職員1人当たりの 平均支給年額	4,286円
	手当の種類（手当数）	6種
	代表的な手当の名称	徴収手当
		廃棄物、汚物等処 理手当
用地交渉手当		

時間外勤務手当（22年度）	支 給 総 額	35,108千円
	職員1人当たり支給年額	262千円

区 分 (22年度)	国の制度	国の制度との同異	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます	同じ	—
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額以上を超える家賃を支払っている職員、及び自己が所有する家に居住する職員に支給されます	一部異	町外に自ら居住する住宅を借り、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員は、相当する額の1/3
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用して、その運賃等を負担することを常例とする職員に支給されます	同じ	—

(9) 特別職の報酬等の状況（H23年4月1日現在）

区 分		月 額	減額後の月額
給 料	町 長	810,000円	745,000円
	副町長	670,000円	636,000円

(10) 人件費の抑制

特別職の給料や課長等の管理職手当について、特例措置により減額を行っています。

○ 特別職の減額内容 給料月額引き下げ【上記(9)のとおり】

○ 一般職の減額内容 管理職手当を10%引き下げ